

## 医学物理士認定制度施行細則

細則の新旧対照表

現行	改正
最終改正 2025 年 4 月 1 日	最終改正 <b>2025 年 12 月 26 日</b>
<p>(医学物理または医学における経験)</p> <p>第 2 条 規程第 9 条および第 12 条に定める医学物理または医学における経験とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>・・・</p> <p>(4) 大学または研究所等における医学または医療に関わる研究または開発業務</p> <p>・・・</p> <p>(6) その他、医学および医療の発展に貢献しうる業務</p> <p>2 前項の(1)号を除き、受験または認定に必要な学歴を得るために要した期間を、医学物理または医学における経験年数に含めることはできない。</p>	<p>(医学物理<b>または医学における</b>に<b>関わる</b>経験)</p> <p>第 2 条 規程第 9 条および第 12 条に定める医学物理<b>または医学における</b>に<b>関わる</b>経験とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>・・・</p> <p>(4) 大学または研究所等における医学<b>物理</b>または医療に関わる研究または開発業務</p> <p>・・・</p> <p>(6) その他、医学<b>物理</b>および医療の発展に貢献しうる業務</p> <p>2 前項の(1)号を除き、受験または認定に必要な学歴を得るために要した期間を、医学物理<b>または医学における</b>に<b>関わる</b>経験年数に含めることはできない。</p>
<p>(新規認定に要する医学物理または医学における経験年数)</p> <p>第 5 条 規程第 12 条に定める医学物理に<b>関わる</b>経験年数は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までを 1 年間とする。</p> <p>・・・</p>	<p>(新規認定に要する医学物理<b>または医学における</b>に<b>関わる</b>経験年数)</p> <p>第 5 条 規程第 12 条に定める医学物理<b>または医学における</b>に<b>関わる</b>経験年数は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までを 1 年間とする。</p> <p>・・・</p>

別表 (第 3 条、第 4 条および第 6 条に**関わる**業績評価点)

(現行)

カテゴリー I : 医学物理士としての業務実績	実績の種類	コード	期間	単位数
-------------------------	-------	-----	----	-----

...

上記以外の医学物理または医学における業務実績	B1	5年間	10
	B2	1年以上	5

...

**カテゴリーⅡ：医学物理士業務に関する講習会等への参加**

講習会等の種類	コード	参加形態	単位数
機構が主催する講習会、	D1	講 師	5
日本医学物理学会サマーセミナー、	D2	出席（一日以上）	10
日本医学物理士会ミニマム講習会および実務講習会、	D3	出席（半日）	5
機構が認定した研修課程			
上記以外の日本医学物理学会および日本医学物理士会主催の 講習会、	E1	講 師	3
放射線治療品質管理機構主催の放射線治療品質管理士講習会	E2	出 席	5

...

(改訂)

**カテゴリーⅠ：医学物理士としての業務実績**

実績の種類	コード	期 間	単位数
上記以外の医学物理または医学におけるに関わる業務実績	B1	5年間	10
	B2	1年以上	5

...

**カテゴリーⅡ：医学物理士業務に関する講習会等への参加**

講習会等の種類	コード	参加形態	単位数
機構が主催する講習会、	D1	講 師	5
日本医学物理学会サマーセミナー、	D2	出席（一日以上）	10
日本医学物理士会ミニマム講習会および実務講習会、	D3	出席（半日）	5
機構が認定した研修課程、			
日本放射線治療品質管理機構が主催する強度変調放射線治療 照射計画補助作業研修会			
上記以外の日本医学物理学会および日本医学物理士会主催の	E1	講 師	3

---

講習会、

日本放射線治療品質管理機構主催の放射線治療品質管理士講 E2 出 席 5  
習会

---

・・・

---

以上